

高山市地域防災計画

(火山対策編)

令和8年7月

高山市防災会議

高山市地域防災計画 火山対策編 目次

第1章 総 則

第 1 節	地域防災計画（火山対策編）の目的、位置付け……………	1
第 2 節	防災上の責務……………	2
第 3 節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱……………	3
第 4 節	火山の概要……………	4

第2章 火山災害予防対策

第 1 節	火山防災協議会……………	5
第 2 節	災害予防対策……………	6

第 3 章	火山災害応急対策……………	8
-------	---------------	---

第1章 総 則

第1節 地域防災計画（火山対策編）の目的、位置付け

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づき、高山市防災会議が策定する計画であって、高山市、岐阜県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における火山の爆発その他の火山現象にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、「高山市地域防災計画」の「火山対策編」として、焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、御嶽山及び白山を対象とし、その防災計画を定めるものである。

この計画は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般対策編」、「火山防災避難計画」及び「岐阜県地域防災計画」に定めるところによる。

第2節 防災上の責務

1 高山市

高山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、岐阜県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 岐阜県

岐阜県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、高山市が処理する防災に関する事務又は業務の実施を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から火山災害予防体制の整備を図るとともに、火山災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 住民

火山の爆発その他の火山現象が発生した場合、地域住民は、「自らの命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う。

第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
高山市	・住民、登山者、観光客等への情報提供 ・火山防災マップ等の火山防災に関する資料作成 ・警戒区域の設定 ・入山規制（登山道や道路の規制） ・避難情報の発令 ・避難所等の開設 ・直轄市道の交通規制、道路啓開、降灰除去
岐阜県	・各種火山情報等の集約 ・登山計画書（登山届）の提出促進 ・土砂災害に対する調査・対策 ・関係機関への情報提供 ・通行規制（道路の規制） ・自衛隊への派遣要請 ・応急・緊急対策工事の実施 ・直轄県道の交通規制、道路啓開、降灰除去
気象庁・地方気象台	・各種火山情報等の提供・解説 ・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料等の提供
国土地理院・地方測量部	・地殻変動の監視 ・災害時における地理空間情報の提供
地方整備局・国道事務所	・土砂災害に対する調査・対策 ・TEC-FORCEによる自治体への技術的な支援 ・直轄国道の交通規制、道路啓開、降灰除去
環境省・森林管理局・森林管理署	・管理区域の状況把握・対応
陸上自衛隊第35普通科連隊	・人命救助、その他救助に関する活動
岐阜県警察本部・警察署	・人命救助、その他救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
火山防災協議会	・噴火シナリオの作成 ・火山ハザードマップの作成 ・噴火警戒レベルの設定 ・避難計画の策定 ・各地域の実情に応じた必要な事項の協議
高山市消防本部	・人命救助、その他救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
高山市消防団	・人命救助、その他救助に関する活動 ・避難支援
観光関係団体	・観光客への情報提供 ・観光施設・観光客への火山情報の周知
交通関係事業者	・利用客への情報提供 ・避難・搬送協力
観光関係事業者	・防災訓練の実施 ・施設利用者の避難誘導

第4節 火山の概要

1 高山市における火山

市内には、気象庁の常時観測火山として、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山の4つ、気象庁の常時観測火山以外の火山としてアカンダナ山があり、合計5つの活火山が存在する。



2 火山災害警戒地域の指定

市内において、活動火山対策特別措置法第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として指定される火山災害警戒地域は以下のとおりである。

火山名	市町村	県
焼岳	高山市、松本市	岐阜県、長野県
乗鞍岳	高山市、松本市	岐阜県、長野県
御嶽山	高山市、下呂市、木曽町、上松町、王滝村	岐阜県、長野県

第2章 火山災害予防対策

第1節 火山防災協議会

1 噴火時等の火山防災対策を検討するための火山防災協議会の設置

市及び県は、火山災害警戒地域の指定があったときは、活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒体制の整備に関し必要な協議を行うため、火山防災協議会を組織するものとする。

火山防災協議会は、市町村長及び県知事、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ、幹事会等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。

火山防災協議会は、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。なお、火山ハザードマップについては、新たな調査結果や解析技術の進展等を踏まえ、定期的に見直すものとする。

市における常時観測火山ごとの火山防災協議会及び火山防災避難計画

火山名	火山防災協議会	火山防災避難計画
焼岳	焼岳火山防災協議会	焼岳火山防災避難計画
乗鞍岳	乗鞍岳火山防災協議会	乗鞍岳火山防災避難計画
御嶽山	御嶽山火山防災協議会	御嶽山火山防災避難計画
白山	白山火山防災協議会	白山火山防災計画

第2節 災害予防対策

1 災害危険予想区域の把握

市は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難体制を定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴火、降灰（れき）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。

2 安全施設等の整備

市及び防災関係機関は、退避壕等の安全施設（山小屋の機能強化を含む。）、通信・放送設備、注意喚起・安全啓発設備及び救助に要する設備（以下、「安全施設等」という。）の整備を図るよう努めるものとする。

市及び県は、火山防災協議会の場を活用する等により、安全施設等の必要性について検討するものとする。

3 登山者等の安全対策

市及び県は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届提出の啓発、携帯電話による災害情報に関するメール配信サービスの周知、火口周辺施設との連携などにより、登山者等の情報の把握に努めるものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出などの手段を講じるよう努めるものとする。

4 噴火警報等の伝達体制の整備

市は、気象庁が発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。また、登山者等への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

5 避難確保計画の作成

活動火山対策特別措置法第8条第1項に規定する避難促進施設は、火山防災協議会の基準に基づき以下の施設とする。

火山名	避難促進施設	所在地
焼岳	(該当なし)	
乗鞍岳	乗鞍バスターミナル	高山市丹生川町岩井谷 乗鞍国有林120林班ワ小班
	岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場	
	銀嶺荘	
	白雲荘	
	乗鞍本宮	
御嶽山	(該当なし)	
白山	(該当なし)	

避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市長に報告するものとする。

市は、避難促進施設の避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みを支援するものとする。

6 防災知識の普及

市及び県は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、市長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、市及び国、県は、観光関係の事業者等と協力して、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。

7 防災訓練の実施

市及び火山防災協議会は、住民、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、地域防災計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。

8 火山に関する知識・理解の向上

市及び火山防災協議会は、火山に関する情報を評価・判断する能力を高めるため、職員の専門的知識向上に努めるものとする。また、火山と共生するための知恵を身に付けるため、学校教育の場において、火山に関する知識、過去の活動状況、災害時の避難方法等に関する防災教育に努めるものとする。

第3章 火山災害応急対策

火山現象による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、住民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するために必要な応急対策は「火山防災避難計画」及び「岐阜県地域防災計画」の定めるところによる。